

Business Certificate news

No.: TCCI-0023

Date: 2012年1月27日

EU向け日本産繊維製品輸出に係る原産地証明書

－ 2012年2月1日より、申請時における誓約書の提出が不要となります－

昨年11月30日に掲載しましたBusiness Certificate news(No.:TCCI-0022)でお知らせしました通り、EUは昨年10月、「繊維製品の輸入時に原産地証明書(C/O)の提出を求めるEU規則を廃止いたしました。これにより、わが国からのEU向け繊維製品の輸出にあたってはC/Oの提出が不要となりましたが、当該C/Oが不要となったのはあくまでEU諸国における輸入通関時であり、別途、L/C等の銀行決済や、商取引上の要請等で求められることが想定されることから、当所では現在も同C/Oの発給を行っているところです。同C/Oの発給に際しては、これまで日本政府の要請に基づく取り扱いとして申請者に求めていた、当該繊維品が日本産に相違ない旨の「誓約書」の提出義務の取り扱いが今回のEUの決定を以て廃止されるか否かが未確定だったため、当所ではこれが確定するまではこれまで通り、同誓約書の提出を求めてまいりましたが、日本政府よりこのほど、2012年2月1日より、同誓約書の提出義務への対応は不要との回答を得ました。

これにより、本年2月1日以降、EU向け日本産繊維製品輸出に係る原産地証明書を申請される場合は、同誓約書の提出は不要となり、通常の申請方法にてご申請いただけます。輸出品が外国産となる場合は、外国産商品の原産地証明書に係わる所定の申請方法にてご申請ください。

これまで、同誓約書の提出にご協力いただきました申請者各位に対し、心よりお礼申し上げます。

以上